

## 口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約（仮訳）

## 第 1 章 定義及び適用範囲

## 第 1 条 定義及び解釈

- (1) この条約においては、
- (a) 「証券」とは、あらゆる株式、債券若しくはその他の金融上の証書若しくは資産（現金を除く）又はそれらに関する利益をいう。
  - (b) 「証券口座」とは、口座管理機関が管理する口座であって、証券が増額又は減額記録されることとなるものをいう。
  - (c) 「口座管理機関」とは、営業その他の通常の活動の一環として、他の者のために又は他の者及び自己のために、証券口座を管理し、その権限に基づいて行為する者をいう。
  - (d) 「口座名義人」とは、その者の名において口座管理機関が証券口座を管理する者をいう。
  - (e) 「口座管理契約」とは、ある証券口座に関して、その証券口座を規律する関連口座管理機関との間の合意をいう。
  - (f) 「口座管理機関によって保有される証券」とは、証券口座への証券の増額記録に起因する口座名義人の権利をいう。
  - (g) 「関連口座管理機関」とは、特定の口座名義人のためにその証券口座を管理する口座管理機関をいう。
  - (h) 「処分」とは、譲渡又は担保の手段としての権利者の地位の移転及び占有型であると非占有型であるとを問わず担保権の設定をいう。
  - (i) 「パーフェクション」とは、処分の当事者以外の者に対して当該処分を有効にするために必要なすべての手段の完了をいう。
  - (j) 「事務所」とは、特定の口座管理機関について、その口座管理機関の活動が継続的に行われている営業のための場所（単に一時的に営業を行うことを目的とする場所及び口座管理機関以外の者の営業のための場所を除く。）をいう。
  - (k) 「倒産手続」とは、暫定的手続を含む集団的な司法上又は行政上の手続であって、債務者の資産及び業務が、再建又は清算の目的で裁判所又はその他の権限を有する機関の管理又は監督下に置かれるものをいう。
  - (l) 「倒産管財人」とは、再建又は清算手続を運営する権限を有する者（暫定的に権限を与えられた者を含む。）をいい、適用される倒産法によって管理処分権を有する債務者(DIP)を含む。
  - (m) 「地域的に法律を異にする国」とは、第 2 条第 1 項に掲げる事項に関して、国内の複数の地域又は当該国及び同国内の地域が、それぞれ独自の法律を有する国をいう。
  - (n) 「書面」とは、有体物又はその他のものへ情報の記録（電信により伝達される情

報を含む。)であって、後に有体物に再現できるものをいう。

- (2) この条約において、口座管理機関によって保有される証券の処分とは、次に掲げるものを含む。
  - (a) 証券口座の処分
  - (b) 口座名義人がその口座管理機関に対して行う処分
  - (c) 証券口座の維持及び管理に関して発生した請求権について、その口座名義人の口座管理機関のために発生する法定担保権
- (3) いかなる者も、次のいずれかに該当することのみをもって、この条約の適用上、口座管理機関とみなされてはならない。
  - (a) 証券発行者のための登録者又は名義書換代理人として行為すること。
  - (b) 他の者の支配人若しくは代理人として又は単なる管理権限に基づき、その者の名義において口座管理機関によって管理されている証券口座に記録されている証券の詳細を自身の帳簿に記録すること。
- (4) 第5項に従うことを条件として、ある者は、中央証券預託機関としての権限に基づき自らが管理している証券口座に記録されている証券に関して、又は自らが管理している証券口座間でその他の手段によって記帳により移転可能とされる証券に関して、この条約上の口座管理機関であるとみなされる。
- (5) 証券の発行者の記録において、又は発行者に対する証券上の資格の第一次的記録となるその他の記録において証券を保有及び移転するためのシステムの運営者としての権限に基づいて管理されている証券口座に記録されている証券に関しては、当該証券の成立に関する準拠法所属国たる締約国は、いつでも、「当該システムの運営者は、この条約の適用上、口座管理機関とはならない」旨の宣言をすることができる。

## 第2条 条約及び準拠法の適用範囲

- (1) この条約は、口座管理機関によって保有される証券に関する次の事項の準拠法を決定する。
  - (a) 証券口座への証券の増額記録に起因する権利の法的性質並びに口座管理機関及び第三者に対する効果
  - (b) 口座管理機関によって保有される証券の処分の法的性質並びに口座管理機関及び第三者に対する効果
  - (c) 口座管理機関によって保有される証券の処分のパーフェクションの要件
  - (d) 口座管理機関によって保有される証券に関する利益が他の者の利益を消滅させるか又は他の者の利益に対して優先するか
  - (e) 口座管理機関によって保有される証券に関する利益を口座名義人又は他の者と争う口座名義人以外の者に対して口座管理機関が負う義務
  - (f) 口座管理機関によって保有される証券に関する利益の換価の要件

- (g) 口座管理機関によって保有される証券の処分が配当、収益若しくはその他の利益の分配を受ける資格又は償還金、売却金若しくは他の代わり金に及ぶかどうか
- (2) この条約は、口座管理機関によって保有される証券の証券口座への増額記録に起因する権利が第1項(a)により契約上の権利と性質決定された場合でも、その証券の処分又はその証券上の利益に関する第1項に掲げる準拠法を決定する。
- (3) 第2項に従うことを条件として、この条約は、次の事項について準拠法を決定するものではない。
- (a) 証券口座への増額記録に関して生じる権利義務のうち、純粹に契約上のもの又はその他純粹に人的なもの
- (b) 口座管理機関によって保有される証券の処分の当事者間における契約上又はその他の人的な権利義務
- (c) 証券の保有者との関係であるとする他の者との関係であるとを問わず、証券発行者又はその登録者若しくは名義書換代理人の権利義務

### 第3条 涉外性

この条約は、異なる国の法律間の選択に関する問題のすべてに適用する。

## 第2章 準拠法

### 第4条 原則規定

- (1) 第2条第1項に掲げるすべての事項についての準拠法は、口座管理契約において、その口座管理契約を規律する法律として明示に合意された国の法律(ただし、口座管理契約によって当該事項について他の国の法律を適用することを明示的に定めた場合には、その法律)とする。ただし、この規定によって定められた法律は、関連口座管理機関が当該合意の時において次に掲げる事務所を当該国内に有する場合にのみ適用する。
- (a) 当該事務所が、単独であると、当該国若しくは他の国における当該関連口座管理機関の他の事務所又は当該口座管理機関のために行為するその他の者と共同してであるとを問わず、
- (i) 証券口座への記録を行い又はモニターしているもの
- (ii) 当該口座管理機関によって保有される証券に関する支払又は法人活動を管理しているもの
- (iii) その他証券口座を管理する営業又はその他の通常の業務に従事しているもの
- (b) 口座番号、バンクコードその他の特定の手段により証券口座を当該国において管理しているものとして特定されているもの
- (2) 第1項(a)の事務所は、次のいずれかであることのみをもって、証券口座を管理する営業又はその他の通常の業務に従事しているものとはされない。
- (a) 証券口座のための記帳又はデータ処理の技術的なサポートがされている場所

- (b) 口座名義人との連絡のためのコールセンターが所在又は運営されている場所
  - (c) 証券口座に関する郵便物が作成される場所又はファイル若しくはアーカイブが所在する場所
  - (d) 証券口座の開設又は管理に関する業務以外の窓口又は管理業務のみに従事しており、かつ、口座管理契約を締結する決定権限を有しないもの
- (3) 特定の口座管理機関によって保有される証券の口座名義人による、その口座管理機関に対して行う処分については、当該口座管理機関が自分自身が口座名義人となる自己口座を管理しているかどうかにかかわらず、この条約の適用上、
- (a) 当該口座管理機関を、関連口座管理機関とし、
  - (b) 口座名義人と当該口座管理機関との間の合意を、関連口座管理契約【第2条第1項に掲げる事項についての準拠法を決定する口座管理契約】とし、
  - (c) 第5条第2項及び第3項の証券口座を、その処分が行われる直前に証券が増額記録された証券口座とする。

#### 第5条 予備規定

- (1) 準拠法が第4条によって決せられない場合において、書面による口座管理契約において関連口座管理機関が特定の事務所を通じて当該口座管理契約を締結したことが明示され、かつ、その内容が明確であるときは、第2条第1項に掲げるすべての事項の準拠法は、その事務所が第4条第1項第2文に規定する条件を充たす限り、その事務所の所在する国（その国が「地域的に法律を異にする国」である場合には、その事務所の所在する地域）の法律とする。その口座管理契約において当該関連口座管理機関が特定の事務所を通じて契約を締結したことが明示され、かつ、その内容が明確であるかどうかを決するに当たっては、次の事項を考慮してはならない。
- (a) 当該関連口座管理機関に対する通知その他の文書を、その事務所において交付し、又はすることができる旨の規定
  - (b) 当該関連口座管理機関に対する法的手続を、特定の国（その国が「地域的に法律を異にする国」の場合には、特定の地域）において実施し、又はすることができる旨の規定
  - (c) 当該関連口座管理機関が、その事務所から明細書その他の文書を配布し、又はすることができる旨の規定
  - (d) 当該関連口座管理機関が、その事務所からなんらかの役務を提供し、又はすることができる旨の規定
  - (e) 当該関連口座管理機関が、その事務所において、なんらかの運営若しくは業務を維持し、若しくは実施するものとし、又はすることができる旨の規定
- (2) 準拠法が第1項によって決せられない場合には、準拠法は、書面による当該口座管理契約が締結された時（その契約がない場合には、証券口座が開設された時）において、

関連口座管理機関が設立若しくはその他の態様によって組織される際の準拠法所属国（その国が「地域的に法律を異にする国」である場合には、準拠法が所属する地域）において効力を有する法律とする。ただし、関連口座管理機関が「地域的に法律を異にする国」の法律であるが、そのうちのいずれかの地域の法律ではない法律に準拠して設立若しくはその他の態様によって組織されている場合には、準拠法は、書面による当該口座管理契約が締結された時（そのような契約がない場合には、証券口座が開設された時）において、関連口座管理機関が営業所（営業所が複数ある場合には主たる営業所）を有する地域において効力を有する法律とする。

- (3) 準拠法が第1項又は第2項のいずれかによって決められない場合には、準拠法は、書面による当該口座管理契約が締結された時（そのような契約がない場合には、証券口座が開設された時）において、関連口座管理機関が営業所（営業所が複数ある場合には主たる営業所）を有する国（その国が「地域的に法律を異にする国」である場合には、その地域）において効力を有する法律とする。

#### 第6条 考慮されてはならない要素

この条約に基づいて準拠法を決するに当たっては、次の要素のいずれをも考慮してはならない。

- (a) 証券の発行者が設立若しくは組織された地又は証券の発行者の法律上の所在地、その登記された事務所、経営中枢、営業所若しくは主たる営業を有する地
- (b) 証券を表章する又は証券の証拠となる証書が存在する地
- (c) 証券発行者によって又はそれを代理して管理されている証券保有者の名簿が所在する地
- (d) 関連口座管理機関以外の口座管理機関の存在する地

#### 第7条 準拠法の変更における権利の保護

- (1) この規定は、この条約により決められる準拠法を変更するために口座管理契約が変更された場合に適用される。
- (2) この規定において、
  - (a) 「新法」とは、変更後のこの条約により決められる準拠法をいう。
  - (b) 「旧法」とは、変更前のこの条約により決められる準拠法をいう。
- (3) 第4項に従うことを条件として、第2条第1項に掲げるすべての事項は新法が規律する。
- (4) 準拠法の変更同意した者との関係を除いて、次の事項は旧法が規律する。
  - (a) 準拠法の変更前に生じた口座管理機関によって保有される証券上の利益の存在及び準拠法の変更前に行われたそのような証券の処分のパーフェクション
  - (b) 準拠法の変更前に生じた口座管理機関によって保有される証券上の利益に関し、

- (i) その法的性質並びに関連口座管理機関及び準拠法の変更前に行われた証券の処分についての関係者に対する効果
  - (ii) その法的性質及び準拠法の変更後に当該証券を差し押さえた者に対する効果
  - (iii) 準拠法の変更後に開始した倒産手続における倒産管財人に関する第2条第1項に掲げる事項の決定
  - (c) 準拠法の変更前に証券上の利益を取得した者の間の優先関係
- (5) 第4項(c)は、旧法のもとで発生したが、新法のもとでパーフェクトされた利益の優先関係に対して、新法が適用されることを妨げるものではない。

## 第8条 倒産

- (1) 倒産手続の開始にかかわらず、この条約により決せられる準拠法は、倒産手続の開始前に生じたあらゆる事象に関する第2条第1項に掲げるすべての事項を規律する。
- (2) この条約は、次の事項に関する法準則を含めていかなる実体的又は手続的倒産法の適用にも影響を及ぼさない。
  - (a) 請求権の優先順位又は偏頗行為としての処分若しくは債権者を欺罔しての移転の否認
  - (b) 倒産手続開始後における権利の執行

## 第3章 一般規定

### 第9条 一般的準拠性

この条約は、準拠法が締約国の法律であるかどうかにかかわらず、適用する。

### 第10条 抵触規則の排除（反致の排除）

この条約において「法律」とは、ある国で効力を有している法律で、抵触規則以外のものをいう。

### 第11条 公序及び国際的強行規定

- (1) この条約により決せられた法律の適用は、その適用の効果が明らかに法廷地の公の秩序に反する場合にのみ、排除することができる。
- (2) この条約は、抵触規則にかかわらず、国際的な場面にまでも適用されなければならない法廷地の法律の規定の適用を妨げるものではない。
- (3) この規定は、法廷地の法律がこの条約による準拠法でない限り、パーフェクション又は対立する利益の優先順位に関係する要件を課す法廷地の法律の規定の適用を許容するものではない。

### 第12条 「地域的に法律を異にする国」の準拠法の決定

- (1) 口座名義人と関連口座管理機関が「地域的に法律を異にする国」の特定の一地域の法律を合意した場合には、
- (a) 第4条第1項第1文にいう「国」とは、当該地域をいい、
  - (b) 第4条第1項第2文にいう「当該国」は、当該「地域的に法律を異にする国」それ自体をいうものとする。
- (2) この条約を適用する場合には、
- (a) 「地域的に法律を異にする国」の一地域において効力を有する法律とは、その地域の法律及びその地域に適用される限度における当該国それ自体の法律を含む。
  - (b) 「地域的に法律を異にする国」の一地域において効力を有する法律が、公的ファイリング、記録又は登録によるパーフェクションの準拠法として、その国の他の地域の法律を指定している場合には、当該他の地域の法律がその事項を規律する。
- (3) 「地域的に法律を異にする国」は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時ににおいて、「準拠法が、第5条により当該国又はその地域の一つの法律とされる場合には、当該国において効力を有する国内抵触法が、当該国の法の実質法か、その国の特定の実質法のいずれが適用されるべきかを決定する」旨の宣言をすることができる。その宣言を行う国は、その国内抵触法の内容に関する情報を事務局に連絡しなければならない。
- (4) 「地域的に法律を異にする国」は、いつでも、「準拠法が、第4条によりその一つの地域の法律とされる場合には、関連口座管理機関がその地域内に第4条第1項第2文に掲げる条件を充たす事務所を持つ場合にのみ、その地域の法律が適用される」旨の宣言をすることができる。この宣言は、その宣言が効力を生じる前に行われた処分に影響を与えない。

### 第13条 統一的解釈

この条約の解釈に当たっては、その国際的性格及び適用の統一を促進する必要性に考慮を払うものとする。

### 第14条 条約の運用状況の検討

ハーグ国際私法会議事務局長は、条約の運用状況を検討するとともに、何らかの修正が必要であるかどうかを検討するための特別委員会を定期的に招集するものとする。

## 第4章 経過規定

### 第15条 条約前と条約後の利益との優先関係

締約国においては、この条約により決せられる準拠法が、当該国において条約が発効した後取得された口座管理機関によって保有される証券上の利益が、条約が発効する前に取得された他の者の利益を消滅させるか、又はその利益に優先するかどうかを決定する。

## 第16条 条約前の口座管理契約及び証券口座

- (1) この条約にいう口座管理契約には、この条約が第19条第1項の規定に基づいて発効する前に締結された口座管理契約を含み、この条約にいう証券口座には、この条約が第19条第1項の規定に基づいて発効する前に開設された証券口座を含む。
- (2) 口座管理契約にこの条約に関する明示の言及がない場合には、締約国の裁判所は、第19条に基づいてこの条約がその国に対して発効する前に締結された口座管理契約に関して第4条第1項を適用するときに、第3項及び第4項を適用しなければならない。締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、「裁判所は、第19条第1項に基づくこの条約の発効後で、かつ、第19条第2項に基づいてこの条約がその国に対して発効する前に締結された口座管理契約については、第3項及び第4項を適用してはならない」旨の宣言をすることができる。締約国が「地域的に法律を異にする国」である場合には、当該国は、その地域のうちのいくつかについて、その宣言をすることができる。
- (3) 口座管理契約を規律する法律の所属国の法準則により、特定の国又は特定の「地域的に法律を異にする国」の一地域において効力を有する法律を第2条第1項に掲げる事項のいずれかの準拠法とする効果を持つ口座管理契約の明示の文言は、その関連口座管理機関が、その契約が締結された時において、第4条第1項第2文に掲げる条件を充たす事務所を当該国内に有する場合に限り、その合意した法律を第2条第1項に掲げるすべての事項の準拠法とする効力を持つ。締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、「裁判所は、当事者が口座管理契約中に他国において証券口座を管理する旨を明示していた場合には、この項に定められた口座管理契約に対して、この項の規定を適用してはならない」旨の宣言をすることができる。締約国が「地域的に法律を異にする国」である場合には、当該国は、その地域のうちのいくつかについて、その宣言をすることができる。
- (4) 第3項の適用を受ける契約以外の口座管理契約の当事者が、特定の国又は特定の「地域的に法律を異にする国」の一地域において証券口座を管理する旨の合意をしていた場合には、その契約が締結された時において、当該関連口座管理機関が第4条第1項第2文に掲げる条件を充たす事務所をその国内に有するときに限り、当該国又は当該地域において効力を有する法律が、第2条第1項に掲げるすべての事項に適用される。その合意は、明示されたものであるか、契約の文言の全体的考慮又は周囲の状況から黙示されたものであるかを問わない。

## 第5章 最終規定

### 第17条 署名、批准、受諾、承認又は加入

- (1) この条約は、すべての国による署名のために開放しておくものとする。

- (2) この条約は、署名国により批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- (3) 非署名国は、いつでもこの条約に加入することができる。
- (4) 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この条約の寄託者であるオランダ外務省に寄託する。

#### 第18条 地域経済統合組織

- (1) 主権国家によって創設され、かつ、この条約が定める一定の事項につき権限を有する地域経済統合組織は、同様にこの条約に署名し、かつ、この条約を受諾、承認又は加入することができるものとする。その場合、地域経済統合組織は、その組織がこの条約が定める事項につき権限を有する限りにおいて、締約国としての権利及び義務を有する。この条約につき締約国の数が関係する場合、地域経済統合組織は締約国である構成国の数に加えて締約国として数えられるものではない。
- (2) 地域経済統合組織は、署名、受諾、承認又は加入の時に、寄託者に対し、この条約が定める事項で構成国がその組織に権限を移譲したものを明示した書面を通知しなければならない。地域経済統合組織は、この項に基づく通知に明示された権限の分配の変更及び権限の新たな移譲があった場合には、その旨を記載した書面を速やかに寄託者に通知するものとする。
- (3) この条約で締約国と引用されている場合、文脈がそう求める場合には、地域経済統合組織にも同様に適用されるものとする。

#### 第19条 発効

- (1) この条約は、第17条の批准書、受諾書、承認書又は加入書のうち三番目に寄託されるものの寄託の後3箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。
- (2) その後、この条約は、以下に掲げる日に効力を生ずる。
  - (a) 後にこの条約を批准し、受諾し、承認し、又は加入する国又は第18条に規定する地域経済統合組織については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後3箇月の期間が満了する月の翌月の初日
  - (b) 第20条第1項の宣言によりこの条約を適用する地域については、その宣言の通知の後3箇月の期間が満了する月の翌月の初日

#### 第20条 「地域的に法律を異にする国」

- (1) 「地域的に法律を異にする国」は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約をその地域の全部又は一部のみ適用することを宣言することができるものとする。
- (2) このような宣言には、この条約を適用する地域を明示する。
- (3) 第1項による宣言をしない国については、この条約は、その国の全地域に適用する。

## 第 2 1 条 留保

この条約に対するいかなる留保も、認められない。

## 第 2 2 条 宣言

第 1 条第 5 項、第 1 2 条第 3 項及び第 4 項、第 1 6 条第 2 項及び第 3 項並びに第 2 0 条の適用上、

- (a) 宣言は、書面によって寄託者に通知されなければならない。
- (b) いずれの締約国も、新たな宣言を行うことにより、いつでも宣言を変更することができる。
- (c) いずれの締約国も、いつでも宣言を撤回することができる。
- (d) 署名、批准、受諾、承認又は加入の時に行われた宣言は、その宣言を行った国についてこの条約が発効すると同時に効力が生じる。その後に行われた宣言及び新たな宣言については、寄託者が第 2 4 条に基づいて通知を行った日の後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。
- (e) 宣言の撤回は、寄託者が第 2 4 条に基づいて通知を行った日の後 6 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。

## 第 2 3 条 廃棄

- (1) 締約国は、寄託者にあてた書面による通知をすることにより、この条約を廃棄することができる。撤回は、この条約が適用される「地域的に法律を異にする国」のうち特定の地域に限定して行うことができる。
- (2) 廃棄は、寄託者が通知を受領した日の後 1 2 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。通知が廃棄の効力発生時期につきこれより長い期間を定めているときは、寄託者が通知を受領した日の後その長い期間が満了することにより効力を生ずる。

## 第 2 4 条 寄託者による通知

寄託者は、ヘーグ国際私法会議の構成国並びに第 1 7 条及び第 1 8 条に基づいて署名、批准、受諾、承認又は加入した他の国及び地域経済統合組織に対し、次の事項を通知する。

- (a) 第 1 7 条及び第 1 8 条の署名、批准、受諾、承認並びに加入
- (b) この条約が第 1 9 条に基づいて効力を生ずる日
- (c) 第 2 2 条の宣言及び宣言の撤回
- (d) 第 1 8 条第 2 項の通知
- (e) 前条の廃棄